

## 令和2年度公共ホール演劇ネットワーク事業実施要綱

### 1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化、情報発信能力の向上を図るとともに、地域の演劇分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホールスタッフ等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、複数の地方公共団体等が演劇公演を共同・連携して実施することを支援する。

### 2 対象団体

演劇事業の実施に関心があり、今後も演劇事業に積極的に取り組む意欲を持っている下記の団体を対象とする。

- ① 地方公共団体
- ② 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体
- ③ 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（②を除く。）のうち、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

### 3 事業内容

当事業の各参加団体は、次の事業を実施する。

#### (1) 演劇公演

当該参加団体のある都道府県または市町村内の公立文化施設、その他公演を実施するにあたり適当な施設を会場とし、演劇公演（再演作品）を実施する。なお、公演は原則として有料とし、入場料収入は開催地の主催団体に各々帰属するものとする。

#### (2) 地域交流プログラム

当該参加団体のある都道府県または市町村内の公立文化施設、その他地域交流プログラムを実施するにあたり適当な施設を会場とし、地域交流プログラムを実施する（地域交流プログラムは、ワークショップやアウトリーチをはじめ、企画展やシンポジウム、セミナー等も含む。）。なお、申請は採択後とする。

### 4 地域創造の支援措置

#### (1) 公演事業等に対する助成

地域創造は、公演事業（ホール使用料、現地宣伝費、上演に係る著作権料、現地増員人件費などの現地経費は対象外とする。）及び地域交流プログラムにかかる費用の3分の2を助成する。

ただし、助成金は1,200万円（原則、公演事業1,100万円、地域交流プログラム100万円）を上限とする。

### 5 参加団体決定手続

#### (1) 代表団体選定手続

事業で実施する演劇公演についての企画作品及び代表団体を募集する。提出書類等での検討やヒアリングを行い、代表団体を選定する。

##### ① 応募対象

演劇公演（再演作品）の実績がある公演団体と一体となって事業を実施できる、前記2に掲げる団体（以下、代表団体という。）。

② 応募書類

- ・ 事業申込書（様式1、様式2）
- ・ 参考資料（公演企画書、作品の映像または台本）必ず添付のこと。（提出資料は返却いたしません）

③ 応募期間

平成31年4月25日（木）から令和元年6月28日（金）（必着）まで

(2) 参加団体選定手続

事業で実施する演劇公演についての参加団体を募集する。

① 応募対象

選定された代表団体及び演劇公演（再演作品）の実績がある公演団体と一体となって事業を実施できる、前記2に掲げる団体（以下、参加団体という。）。

代表団体は、連携して事業を実施する参加団体4つ以上と共同で応募するものとする。

② 応募書類

- ・ 事業申請書（様式3）
- ・ 副申書（様式4）※2②及び③に該当する団体が申請する場合に限る。（代表団体のみ、他の参加団体は採択後に提出）
- ・ 予算書（様式5）
- ・ 参加意向票（様式6）（代表団体が参加団体から提出されたものを取りまとめて提出）

③ 応募締切

令和元年8月16日（金）（必着）まで

(3) 実施事業の決定

地域創造は、事業の実現性、予算額、事業実施時期等を検討して上演作品と参加団体を9月上旬頃を目途に決定する。

6 事業実施体制の整備等（採択後）

(1) 実施体制の整備

参加団体（代表団体含む。以下同じ。）は、参加団体間で協議のうえ、代表となる団体を1団体決定するとともに、事業に最も適した組織づくりを行う。

なお、4（1）の地域創造からの助成金は、原則として参加団体で構成される実行委員会またはネットワーク事務局に対して交付する。

また、事業にかかる経費のうち、地域創造からの助成金を除いた部分の負担の配分については、参加団体間の協議事項となる。

(2) 地域交流プログラムの企画書の提出

代表団体は、参加団体間で協議のうえ、地域交流プログラムの企画内容を記載した企画書等を提出する。

(3) 合意書の締結

参加団体は、参加団体間で協議のうえ、本事業実施のために必要な事項（（1）の実施体制に関するものも含む。）を定めた「合意書」を締結する。

(4) 代表団体の役割

代表団体は、（3）の合意書締結のとりまとめのほか、ネットワーク事業に必要な会議の開催や収支管理、事業報告及び決算報告を行うこと。

7 助成金の申請及び交付手続（前記4（1）に係るもの）

(1) 助成申請

代表団体は、参加団体間の合意書の締結後すみやかに、助成金交付申請書（様式7）を提出すること。

(2) 助成決定

地域創造は提出された助成金交付申請書を審査し、助成承認額を決定し申請者に対して通知する。

(3) 助成金前金払い

代表団体は、前金払いを請求しようとする場合は、助成金交付決定通知後、助成金前金払請求書（様式8）を地域創造に提出すること。

なお、前金払いの額は、助成金交付決定額の80%を限度とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、全額を前金払いすることができる。

(4) 実績報告

代表団体は、事業完了後30日以内（事業終了が3月16日以降の場合には4月15日まで）に実績報告書（様式9）を提出すること。なお、実績報告書には、作成したポスター、チラシその他成果品、新聞・雑誌の掲載記事等を添付すること。

(5) 助成金の確定・交付

地域創造は、提出された実績報告書に基づき、その交付すべき助成金額を確定した上、通知するとともに助成金を交付する。

なお、確定額は、助成承認額と事業実績額のうち地域創造の助成対象となる額とを比較し、いずれか低い方の額とする。

8 損害賠償の免責等

参加団体は不測の事態により事業を中止した場合等の損害の補填として損害保険等に加入すること。また、事業の実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

9 公演クレジット

次のクレジットを基本とする。

主催：開催地の主催団体

公共ホール演劇ネットワーク事業参加団体：参加の地方公共団体

助成：一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会、

（一財）地域創造、公共ホール演劇ネットワーク事業

10 その他

この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項については、別途定める。

## 令和2年度「公共ホール演劇ネットワーク事業」の流れ

令和  
元年度

### 代表団体の募集

期間：平成31年4月25日（木）～令和元年6月28日（金）必着



### 代表団体の選定、参加団体募集

代表団体選定後、代表団体名と作品名を地域創造のホームページ上で公開します。参加を希望する団体は、各代表団体に直接、連絡をして下さい。代表団体は、参加を希望する団体を取りまとめて地域創造へ申請して下さい。

締切：令和元年8月16日（金）必着

\*事業説明会は実施致しません。



### 実施事業及び事業参加団体の決定（9月上旬頃）

\*企画作品が複数の場合は、原則、1作品を選定します。



副申書（様式4）の提出（代表団体以外の参加団体）（10月中旬まで）



地域交流プログラムの企画書等の提出（12月末まで）



### 合意書の締結



### 制作会議

合意した全体予算を踏まえ、公演に向けての広報（チラシやポスターの作成方法）、宣伝（チケット販売に向けての宣伝活動）、公演にかかる仕込みの内容について、スケジュールなど詳細を協議する



### 演劇公演、地域交流プログラムの実施



### 決算報告会議

令和  
2年度